

ピカラ愛媛CATV光ねっとサービス、ピカラ愛媛CATV光でんわサービスおよび
ケーブルテレビサービスに関する利用規約

2020年3月30日

株式会社STNet

株式会社愛媛CATV

株式会社STNet（以下「甲」といいます。）と株式会社愛媛CATV（以下「乙」といいます。）は、ピカラ愛媛CATV光ねっとサービスとケーブルテレビサービス（以下合わせて「セットサービス」といいます。）およびピカラ愛媛CATV光ねっとサービス、ピカラ愛媛CATV光でんわサービスとケーブルテレビサービス（以下合わせて「トリオサービス」といいます。）の契約者を対象とした割引料金の適用について以下のとおり規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第1条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

用語	用語の意味
1 ピカラ愛媛CATV光ねっとサービス	甲が、甲の光ネットサービス契約約款、光ネットサービス契約約款（東温・久万高原）、光ネットサービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款及び乙の専用サービス契約約款に規定するサービス（愛媛県松山市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町において提供するものに限ります。）
2 ピカラ愛媛CATV光でんわサービス	甲が、甲の光電話サービス契約約款、光電話サービス（愛媛CATV専用サービス用）契約約款及び乙の専用サービス契約約款に規定するサービス（愛媛県松山市、伊予郡松前町、東温市及び上浮穴郡久万高原町において提供するものに限ります。）
3 ケーブルテレビサービス	乙が、乙の愛媛CATV契約約款ケーブルテレビサービス篇に規定するサービス
4 ピカラ愛媛CATV光ねっと契約	甲からピカラ愛媛CATV光ねっとサービスの提供を受けるための契約
5 ピカラ愛媛CATV光でんわ契約	甲からピカラ愛媛CATV光でんわサービスの提供を受けるための契約
6 ケーブルテレビ契約	乙からケーブルテレビサービスの提供を受けるための契約
7 ケーブルテレビ契約者	ケーブルテレビサービスの提供を受けている者
8 ケーブルテレビ集団利用者	集合住宅の一括加入または一定地区の集団加入により乙のケーブルテレビを視聴している者
9 セットサービス契約者	同一場所でのセットサービスの利用を目的に、ピカラ愛媛CATV光ねっと契約とケーブルテレビサービス契約を締結している者
10 セット割引料金適用契約者	セットサービス契約者のうち、セット割引料金の適用を申込み、甲および乙から承諾を受けた者
11 トリオサービス契約者	同一場所でのトリオサービスの利用を目的に、ピカラ愛媛CATV光ねっと契約、ピカラ愛媛CATV光でんわ契約とケーブルテレビサービス契約を締結している者
12 トリオ割引料金適用契約者	トリオサービス契約者のうち、トリオ割引料金の適用を申込み、甲および乙から承諾を受けた者

第2条（目的）

本規約は、セットサービスの利用に係るセット割引料金の適用条件、及びトリオサービスの利用に係るトリオ割引料金の適用条件について定めるものです。ただし、本規約に定めていない提供条件については、それぞれピカラ愛媛CATV光ねっと契約、ピカラ愛媛CATV光でんわ契約およびケーブルテレビ契約によるものとします。

第3条 (規約の変更)

次のいずれかに該当する場合、甲乙が協議の上、本規約を変更することがあります。

- (1) 規約の変更がセットサービス契約者またはトリオサービス契約者の利益に適合するとき
 - (2) 変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 甲は、前項の規定による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日を事前に、規約を変更する旨及びその内容と効力発生日を甲のウェブサイト (<https://www.stnet.co.jp/>) に掲載します。
 3. 変更後の規約の効力発生日以降に、セットサービス契約者またはトリオサービス契約者が、各サービスを利用したときには、規約の変更に同意したものとみなします。

第4条 (適用条件)

セット割引料金の適用条件は、以下のとおりとします。

- (1) ケーブルテレビ契約者の場合
 - (ア) セットサービス契約者であること
 - (イ) セットサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの乙への口座振替であり、かつ同一住所で利用していること
 - (2) ケーブルテレビ集団利用者の場合
 - (ア) ピカラ愛媛CATV光ねっとサービスの契約者であること
 - (イ) 乙がピカラ愛媛CATV光ねっとサービスの料金を口座振替していることただし、キャンペーンなどによりピカラ愛媛CATV光ねっとサービスの月額利用料と、ケーブルテレビサービスの利用料が発生していない場合には適用しないものとします。
2. トリオ割引料金の適用条件は、以下のとおりとします。
 - (1) ケーブルテレビ契約者の場合
 - (ア) トリオサービス契約者であること
 - (イ) トリオサービスの料金の支払方法が、同一口座・同一名義からの乙への口座振替であり、かつ同一住所で利用していること
 - (2) ケーブルテレビ集団利用者の場合
 - (ア) ピカラ愛媛CATV光ねっとサービスおよびピカラ愛媛CATV光でんわサービスの契約者であること
 - (イ) 乙がピカラ愛媛CATV光ねっとサービスおよびピカラ愛媛CATV光でんわサービスの料金を口座振替していることただし、キャンペーンなどによりピカラ愛媛CATV光ねっとサービスの月額利用料とピカラ愛媛CATV光でんわサービスの基本利用料、及びケーブルテレビサービスの利用料が発生していない場合には適用しないものとします。

第5条 (割引料金)

セット割引料金は、ピカラ愛媛CATV光ねっとサービスの定額利用料とケーブルテレビサービスの基本利用料の合計額から月額200円(税込220円)を減額した料金とします。

2. トリオ割引料金は、ピカラ愛媛CATV光ねっとサービスの定額利用料、ピカラ愛媛CATV光でんわサービスの基本利用料、番号利用料、端末等使用料とケーブルテレビサービスの基本利用料の合計額から月額500円(税込550円)を減額した料金とします。

第6条（承諾）

甲および乙は、前条の申込みを乙が受け付けた順序に従って、承諾するものとします。

2. 甲および乙は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその申込みを承諾しない場合があります。
 - (1) セットサービスまたはトリオサービスの契約約款に定める契約の承諾が認められないと甲または乙が判断する事由に該当するとき
 - (2) 申込み等の内容に記入漏れ又は虚偽の記載があるとき、又は、添付書類に不備があるとき
 - (3) 本規約において定める提供条件に適合しないとき
 - (4) 申込みをした者がセットサービスまたはトリオサービスの料金及びエ事費の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき
 - (5) その他セットサービスまたはトリオサービスの提供にあたって技術上困難な状況又は業務の遂行上著しい支障を及ぼすと認められるとき

第7条（情報の取り扱い）

セット割引料金適用契約者またはトリオ割引料金適用契約者は、本規約を適用する目的で、甲乙間で自らの以下各号所定の事項が相互に通知されることを、承諾していただきます。

- (1) 申込みの処理の状況
- (2) セットサービスまたはトリオサービスの料金と利用明細
- (3) セットサービスまたはトリオサービスの契約の変更に係る事実（廃止、移転等）
- (4) セットサービスまたはトリオサービスの契約内容
- (5) セットサービス契約者またはトリオサービス契約者の料金収納状況
- (6) セットサービス契約者またはトリオサービス契約者からの問合せ内容

第8条（個人情報の管理）

甲および乙は、本規約の適用に伴い取り扱う個人情報を、本規約の目的の範囲でのみ使用又は保存します。

2. 甲および乙は、法律上照会権限を有する者及び令状を持つ官公庁の職員から、個人情報の提供を求められた場合には、これに応じるものとします。

第9条（公表方法）

甲および乙は、本利用規約にて定めたセット割引料金およびトリオ割引料金の内容について、各々のホームページ上で公表するものとする。

2. 甲および乙は、第3条に基づく変更があった場合、その内容を遅滞なく、各々のホームページホームページ上で公表するものとする。

第10条（協議事項）

本規約に関する疑義あるいは本規約に取決められていない事項が発生したときは、甲乙およびセット割引料金適用契約者もしくはトリオ割引料金適用契約者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2008年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2012年1月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2012年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2013年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2014年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2019年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2019年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この規約は、2020年3月30日から実施します。